

平成28年度予算編成要領

平成28年度は市長の改選年度に当たるため、当初予算は「骨格予算」として編成し、政策事業は6月補正予算において「肉付予算」としての計上を基本とするが、「総合計画の実現に向けた施策の推進と健全財政の確保」を図るため、切れ目ない予算として年度分を見通した編成に取り組むものであり、その達成に向けては、以下に示す事項に十分に留意することとする。

1 全般に関する事項

平成28年度の当初予算は「骨格予算」として編成するため、予算要求にあたっては、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）や経常的経費（投資的経費のうち維持補修工事を含む）のほか、継続費や債務負担行為を設定している事業は年度分を計上し、新規・拡充事業等の政策的経費（主に実施計画対象事業）は、6月補正予算において計上することを基本とする。

(1) 将来にわたり行政の使命を果たすための取組み

財政計画で示すように、経常経費等の見直し無しには財源不足に陥る厳しい財政状況を職員一人ひとりがしっかりと認識し、「新たに実施する新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存の事業や制度の見直し（スクラップ）により創出すること」を基本姿勢とした予算編成に取り組むこととする。

① 柔軟な財政構造の保持（ビルド&スクラップの実践による事業の見直し）

i) 総合計画におけるまちの将来像の具体化に向けた施策の推進（ビルド）

実施計画対象事業については一定の方向性を示したが、事業費の精査はもとより、効果的・効率的な実施内容となるよう必ず検討を行い、市民の満足度が高まるよう再考すること。

ii) 事業の見直しや負担の適正化による健全な財政運営の推進（スクラップ）

政策事業（ビルド）の財源は、既存事業の見直し（スクラップ）により生み出す必要があることから、各部の経常経費の予算規模と実施計画において採択した新規拡充事業（経常分）の規模等を勘案した「見直し目標額」を各部へ配分しており、部内協力のもと必ず達成すること。

なお、平成27年6月8日付け茨財第372号「第2期実施計画（平成28～32年度）におけるスクラップを対象としたヒアリングの実施について」において通知したとおり、ヒアリング対象外事業であっても、事業評価得点が低い事業や長期間実施している事業は、再度評価項目の観点に立ち見直しに努め、その対応を示すこと。

事業見直しの達成度を把握するために作成する「事務事業見直し一覧」については、以下に示す見直しの視点を踏まえ、徹底した経常経費の見直しに努めることとする。

○行財政改革に関連する指針等への的確な対応

『茨木市行財政改革指針』（平成18年5月策定）における「市民本位のスリムな行政経営への改革」の基本理念を継承しながら、成果志向とコスト意識を持って行財政改革に取り組むこと。

また、『高度情報化推進計画（第3次）』及び『情報システム調達ガイドライン』に基づき、システム導入等の効率化・最適化及び経費の節減に努めることとする。

○見直すべき事項の確実な達成

「各部における課題及び重点事項」や行政（事務事業）評価、予算カルテにおける課題事項等については、検討のうえ適切な対応を図ること。また、必要性・有効性・緊急性の観点から経常経費を徹底的に再検討し、前例踏襲や現状維持という考えを払拭した見直しを進めるとともに、事務監査及び議会等で指摘された事項については、十分協議・検討を行い、改善に努めることとする。

② 将来への負担の抑制（ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制）

多額の財源が必要となるハード事業の円滑な実施には、市債の活用は有効な手段ではあるが、多額の市債発行は後年度の財政負担を増加させる要因となるため、ハード事業を厳選することにより市債発行を抑え市債残高を減らすことで将来の公債費負担を軽減することとする。

そのため、ハード事業の要求については、再度、必要性を検証するとともに事業内容を精査し、経費の積算においても過大な安全値を求めることなく、実績ベースを基本に適切に見積もること。また、経済的な積算となるよう規格・仕様を見直すなど、コスト縮減に対する積極的な取組みに努めること。

(2) 老朽化する公共施設等について予防保全的な取組みを実施

公共施設等の老朽化対策については、「公共施設等マネジメントガイドライン」の統一的な方針のもと、更新ではなく長寿命化に努め、財政負担の平準化を図ることを基本に、財政計画において設定する一定額の範囲内において予防保全的な改修等を実施していくこととする。

なお、予算要求にあたっては、「公共施設点検マニュアル」に基づいた予防保全的な改修経費を要求するものとし、改修の必要性・緊急性については、「公共施設等マネジメント検討プロジェクトチーム」の意見等も参考に調整を図るものとする。

(3) 事業目的を達成するにあたっての担い手の検証

既存事業、新規・拡充事業を問わず、事業目的を達成するための効率的、効果的な方法について、「その事業の担い手は、市職員あるいは嘱託員、臨時職員等による直営でなければならないのか、サービス向上とコスト抑制の観点から民間委託や指定管理者制度等の活用（民間活力の導入）ができないか、また、事業内容の面から市民等との協働（地域力の活用）等でさらに事業効果を向上できないか」という視点に立ち、前例や慣習にとらわれることなく、新たな発想を持って十分に検証すること。

なお、既存事業に民間活力を導入する際には、定期的に直営実施とのコスト比較を行い、常に効果的な実施手法であるかの検証に努めること。

(4) 財源の確保に向けた取組みの強化

市税や保険料、使用料等については、債権管理チームの横断的な機能を活用するなど効果的な徴収策を講じ収納率の向上に取り組むこと。その他の歳入についても、新たな発想と時代に対応した手法により自ら積極的に財源の確保に努めることが重要であり、再度、あらゆる法令、通知並びに資料に基づいた制度の捕捉に努め、既成観念にとらわれない財源確保に向けた取組みを強化するものとする。

また、広告事業についても、歳入の確保において重要な取組みであり、広告事業を推進する観点に立ち、広告媒体として活用可能な資産等がないかを部内・課内で積極的に検討し、先進自治体の事例を参考に予測される事業効果を把握し、導入に努めること。

(5) 適正負担に基づく税配分の公平性の確保

使用料・手数料をはじめとする受益者負担の適正化は、税配分の公平性を図るものであり、行財政運営における基本的かつ不可欠な取組みであることを十分認識し、特定の者にサービスを提供する事業については、適正負担のあり方を検討したうえでの事業展開を図るものとする。

(6) 事業の見直しにおける市民との協働の視点、関係団体等との調整

事業の見直しにおいては、地域課題の克服に向け、市民と行政が対等な立場で連携し英知を結集する市民との「協働」のあり方を念頭におき、既存の事業見直しや再構築を行うものとする。

また、事業等の見直しにあたり影響を及ぼす関係団体等に対しては、見直しの内容や考え方、市の置かれている状況等について十分説明を行い、相互理解と共通認識を図ったうえ、予算要求を行うものとする。

(7) 部（課）を横断する協議・調整の実施

国が主導する新たな取組み等については、部（課）の横断的な連携が不可欠な事業も多く、それらの事業の創出及び制度の見直し等については、政策推進会議

の活用等による関係部課での協議・調整が有効に機能する体制を整え、内容及び経費面において適切に調整したうえで要求すること。

(8) 国・府制度の積極的な活用と制度改正への適切な対応

国・府の新年度予算編成に向けての動きを十分に注視して、諸制度の積極的な活用を図るとともに、国の経済対策に係る補正予算の活用も視野に、前倒し実施も含めた柔軟な対応による収入の確保について特段の努力を払うこととする。

また、国・府の制度の改正により廃止、縮小される事業は、本市においても同様の措置をとることを基本とする。その際には、改正内容等を十分理解し、市民の立場と財政負担の観点から検討を行い、早期に的確な予算対応が行えるよう努めること。

(9) 特別会計における独立採算制の徹底

特別会計の予算編成にあたっては、一般会計に準じて行うこととするが、独立採算制の基本原則に照らし、当該会計の経営状況を十分に分析検証し、常に自主財源の確保と支出の抑制を図り、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないように、業務運営の合理化及び効率化を進めること。

なお、基準外繰入金については、税負担の公平性の観点からも再検討を加え、抑制に取り組むこと。

(10) 環境に配慮した予算要求

環境負荷が少ない行財政運営を目指すため、設備改修の際は、LED照明など省エネ型の設備を導入するなど、環境に配慮するとともに、物品の購入等については以下の点に留意すること。

- ① 消耗品等の購入については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」及び「茨木市グリーン調達方針」に従うとともに、記載されていない物品についても環境に配慮した物品の計上に努めること。
- ② パソコンを使用した電子会議を積極的に導入し、用紙類の購入を必要最小限度にとどめること。

(11) 節電への取組み

東日本大震災を契機に、日本の電力事情が大きく変わったことを受け、今後も電力供給の制限に対応するため、引き続き節電対策及び再生可能エネルギーの創出に全庁的に取り組むこと。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の完全捕捉に努めるとともに、時代に対応した効果的な徴収策により一層の収納率向上に努めること。また、税制改正や景気の動向

に十分注視し、的確な見積りを行うこと。

- (2) 使用料、手数料、分担金及び負担金、雑入等については、受益と負担の公平性の面から、応分の負担の確保を基本に適正化に努めるとともに、料金を徴収すべきものには、収納率の向上に特段の努力を払うことにより、財源の確保に努めること。
- (3) 市税や保険料、使用料、分担金等の各種徴収金については、納期限内の自主納付が図られるよう環境整備に努めるとともに、滞納分は時間が経過するほど徴収が困難となるため、滞納整理の早期着手を徹底することにより、滞納繰越額の抑制と未収金の回収を図ること。また、債権管理チームを中心に、各関係所管課においては滞納者に係る情報交換や効果的な徴収方法の研究などを行い、差押えや支払督促を積極的に実施し、さらなる収納率の向上につなげること。
- (4) 国庫・府支出金については、昨年度に引き続き制度改正への対応などに遺漏のないよう対処するとともに、ここ数年、予算と決算に大きな乖離が生じていることから、大阪府等と十分協議・調整したうえで見積もること。
- (5) その他少額、または捕捉の困難な収入についてもなおざりにすることなく、財源の確保に最大限の努力を払うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 人件費については、事業の適切な担い手の観点から様々な対応を検証し、適正化に努めること。特に時間外休日給手当については、事務の簡素化と効率化をより一層進めるとともに、職員の適正配置や部内及び課内の応援体制を確立し、その削減及び平準化に努めること。
- (2) 一般行政経費については、徹底した見直しに努め実績ベースよりさらなる見直しを図るため、別途配布の『予算要求基準』に基づき、経費ごとに示されている留意事項を遵守のうえ作成すること。

なお、近年、委託料や需用費、賃金をはじめとする物件費が著しく増大しており、財政構造を硬直化させる大きな要因となることから、一層の見直しに努めること。

- (3) 市単独の扶助費については、所得制限の導入等を検討するとともに、他市との均衡、社会経済情勢を考慮し見直しを図ることを基本とする。

国・府補助事業の扶助費についても、必要性を再検討し、予算と決算との乖離が極力生じないように、社会経済情勢等を考慮し適切に見積もること。

- (4) 補助金等については、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づき、「公平で、公益性が高い事業に対する補助金制度」を確立し適正化を図ること。また、負担金については、支出の根拠を明確にするとともに、その必要性を再点

検し、効果等が寡少なものについては廃止すること。

- (5) 事務機器の借入れや施設の管理業務などの長期継続契約が可能な契約については、「茨木市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準」に基づき、経費の節減及び事務の軽減の観点から、契約形態を見直すこと。

4 予算要求書等の提出

- (1) 提出期限 平成27年11月5日（木）
(2) 提出書類 ※提出方法については、『予算要求基準』を参照すること。

- ① 歳入・歳出予算要求書（当初）

※財務会計システムへは、当初分の①のみ入力すること

- ②【様式1】 【様式2】 補正予算歳入・歳出予算要求予定書（6月）
③【様式3】 事務事業見直し一覧
④【様式4】 スクラップ検討対象事業の見直し及び指摘事項反映一覧
⑤【様式5】 新規・拡充等事業概要調書
⑥【様式6】 普通旅費（管内・日帰り管外）執行状況調
⑦【様式7】 電話・電気・水道・ガス料金の調
⑧【様式8】 手数料・委託料等要求一覧表
⑨ 予算要求書参考資料